



# 証券監視委の最近の取組みと 課徴金事例について

平成21年10月5日(月)

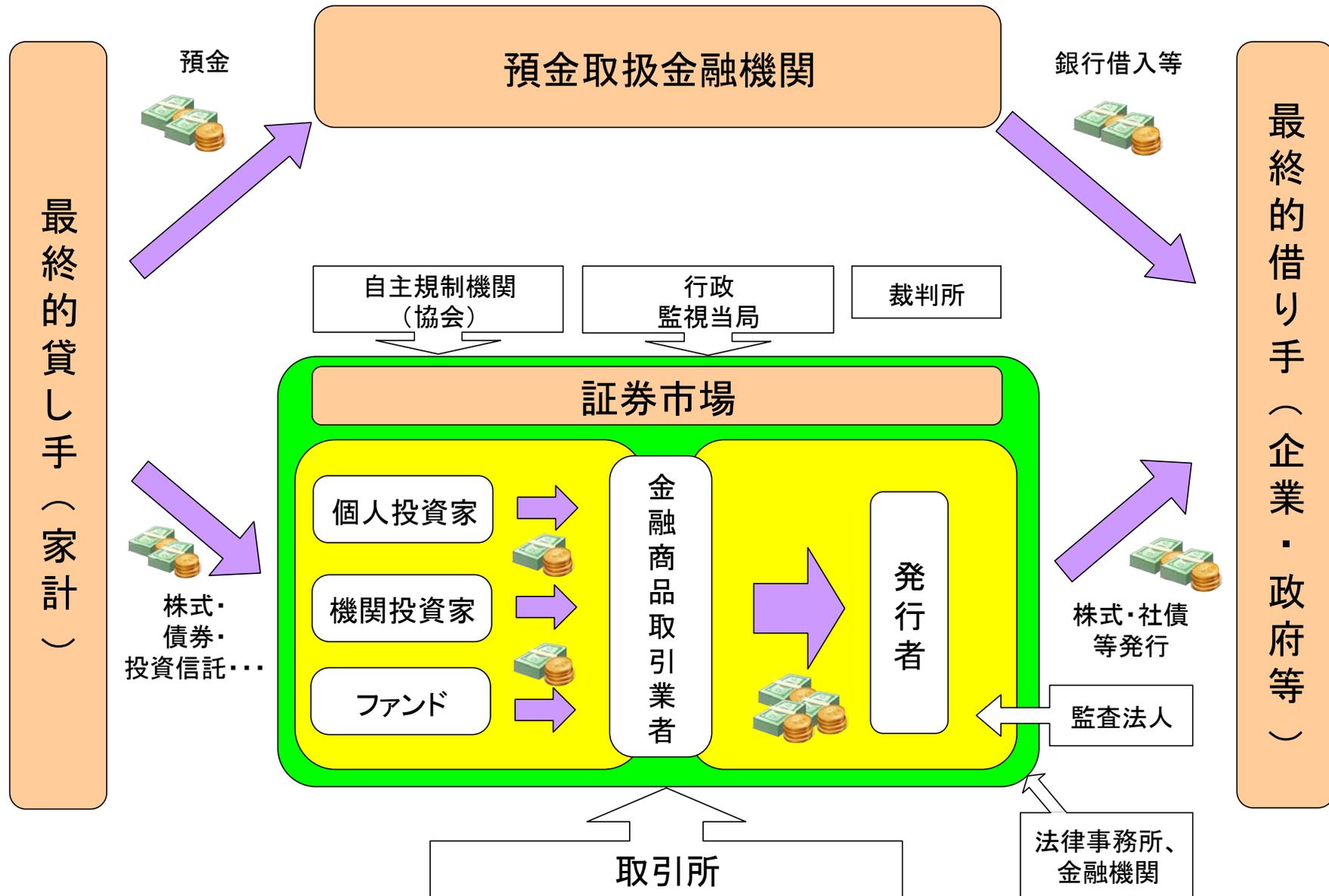
証券取引等監視委員会事務局 課徴金・開示検査課

後藤 健二

# — 概要 —

- 1 . 金融システムの中の証券市場  
~ 皆で守るシステムとしての機能
  
- 2 . 適正な価格形成と情報の重要性
  - (1) 適正な情報開示
  - (2) 不公正取引の防止  
~ インサイダー取引規制を中心に
  
- 3 . 課徴金事例集から
  - (1) 開示規制違反
  - (2) インサイダー取引
  
- 4 . 証券監視委の機能と活動状況

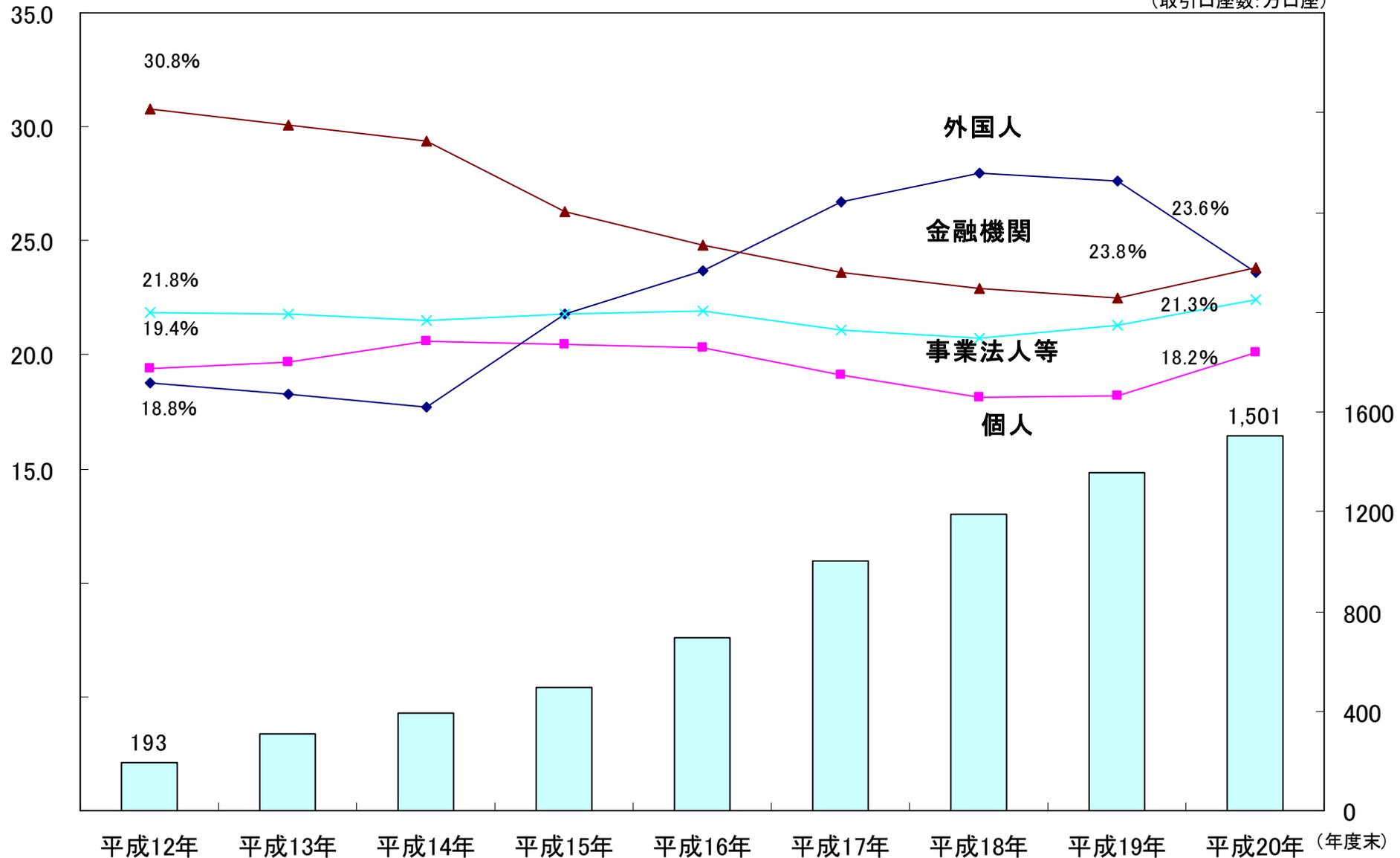
# 金融システム



# 我が国の投資主体別株式保有比率(金額ベース)とインターネット取引口座数の推移

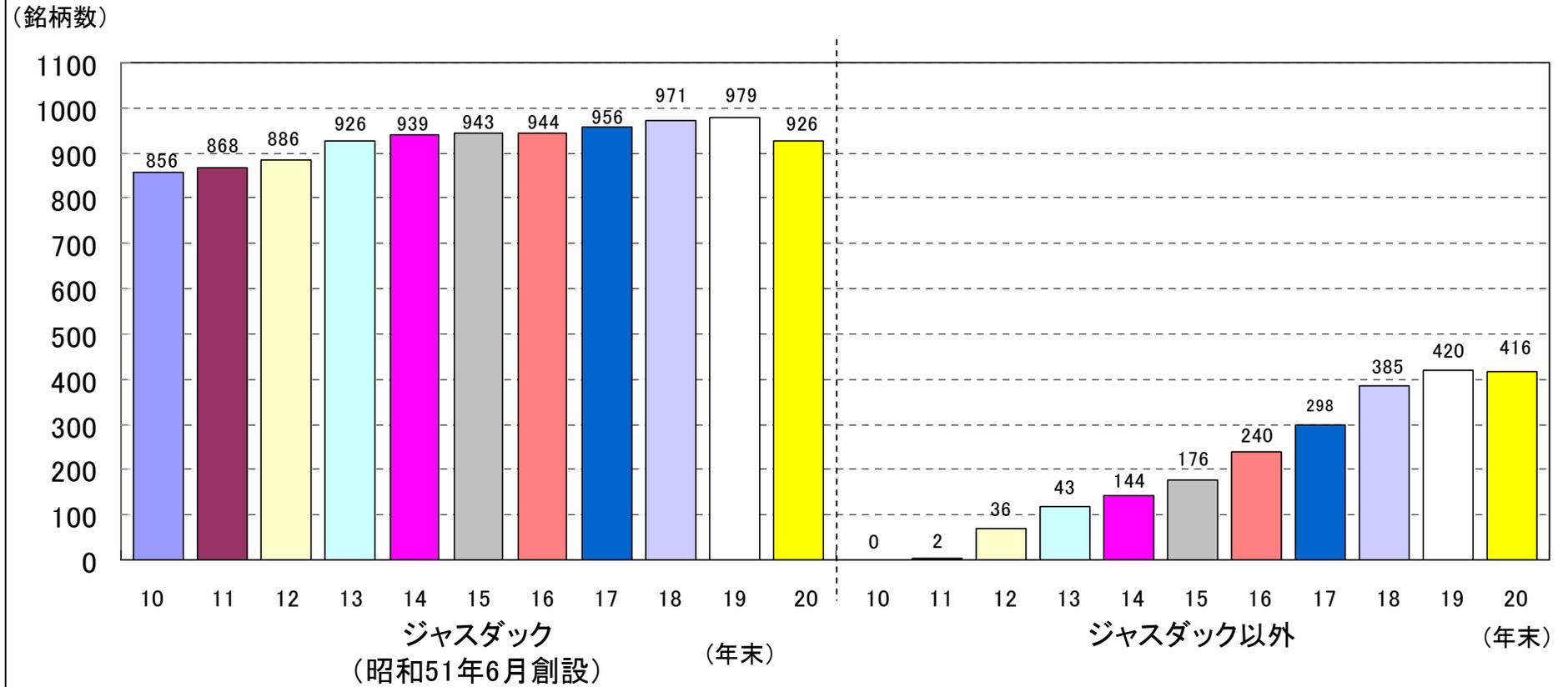
(保有比率:%)

(取引口座数:万口座)



(出典) ・保有比率については、東京・大阪・名古屋・福岡・札幌証券取引所「平成20年度株式分布状況調査」より作成。  
 ・インターネット取引口座数については、日本証券業協会「インターネット取引に関する調査結果について」より作成。

## 我が国新興市場の上場銘柄数推移



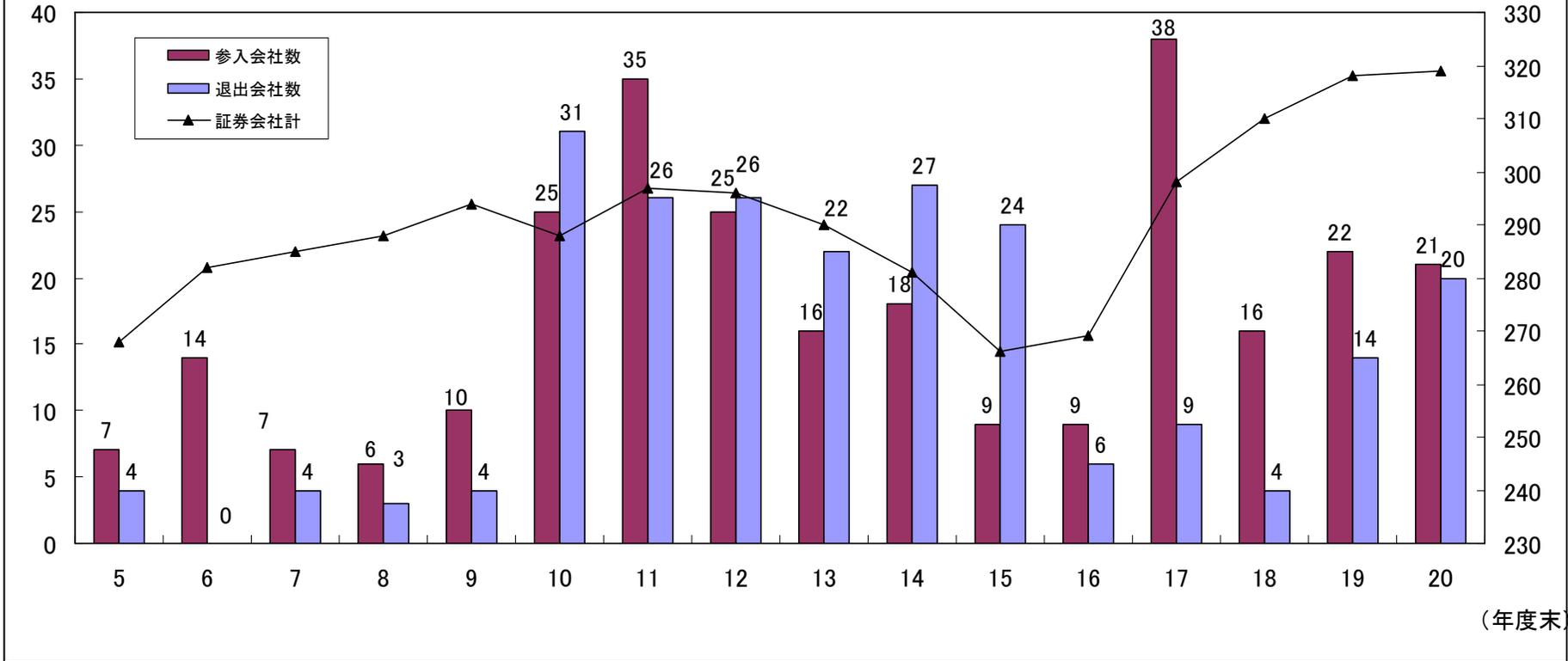
(注) ジャスダック以外には、以下の各市場が含まれる。

- ・東証マザーズ(平成11年11月創設)
- ・大証ヘラクレス(平成12年5月創設)
- ・名証セントレックス(平成11年10月)
- ・福証Q-Board(平成12年5月創設)
- ・札証アンビシャス(平成12年4月創設)

# 証券会社の参入・退出等の状況

(参入・退出証券会社:社数)

(証券会社計:社数)



(注) 平成19年9月30日の金融商品取引法施行後は、第一種金融商品取引業のうち有価証券関連業を行う者(金融商品取引法28条1項1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者)の数。



# 制度開示と適時開示(タイムリーディスクロージャー)

【制度開示】	金商法	金融庁企業開示課	財務局 監査官部門	発行者側
				発行開示 有価証券届出書(法5条) 継続開示 有価証券報告書(法24条)、四半期報告書(法24条の4の7) 臨時報告書(法24条の5)、内部統制報告書(法24条の4の4)
				投資者側
				大量保有報告書(法27条の23) 公開買付届出書(法27条の3)

【適時開示】	取引所業務規程等	(金商法上の認可事項)	取引所 上場管理部門	適時開示が求められる情報: 投資者の投資判断に重要な影響を与える 会社の業務、運営又は業績等に関する情報
				<ul style="list-style-type: none"> <li>決定事実に関する情報 株式、新株予約権の募集・売出し 株式交換、公認会計士の異動 代表取締役の異動 等</li> <li>発生事実に関する情報 災害に起因する損害、主要株主の異動 等</li> <li>決算に関する情報 決算短信、四半期決算短信、業績予想の修正 等</li> </ul>

上場会社の提出する発行開示の事由は、適時開示の対象にもなる。

実務上は、上場会社は上場契約/上場規程・規則等に基づき、開示内容について取引所との間で事前相談などやりとりをしている。

## 有価証券報告書等の受理件数の推移(全国分)

国内会社				
区分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
有価証券報告書	4,566	4,676	4,757	4,807
半期報告書	4,542	4,630	4,691	4,779
臨時報告書	3,370	3,612	3,411	3,367
有価証券届出書	910	1,071	977	661
発行登録書	160	191	227	224
計	13,548	14,180	14,063	13,838

外国会社等(外国政府等、投資信託等を含む)				
区分	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
有価証券報告書	2,985	3,200	3,497	3,934
半期報告書	2,021	2,058	2,166	2,187
臨時報告書	2,717	2,887	2,906	3,407
有価証券届出書	2,530	2,814	2,908	3,166
発行登録書	71	74	75	83
計	10,324	11,033	11,552	12,777

※ 有価証券報告書等の提出先は、提出会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局。  
(資本金50億円以上の上場会社は、関東財務局)

(出典) 関東財務局ホームページ

# 金融商品取引法の禁止する不公正取引

不正行為一般 (法第157条)

風説の流布、偽計等 (法第158条)

相場操縦行為等 (法第159条)

会社関係者<sup>\*</sup>のインサイダー取引 (法第166条)

公開買付者等関係者のインサイダー取引  
(法第167条)

\* 上場会社の役員・主要株主の自社株売買については、この他、売買報告書提出義務や短期売買差益の提供請求に関する規制がある。(法第163条、第164条)

# インサイダー取引を防止するために

(金商法第166条第1項)

会社関係者...であって...

誰によるインサイダー取引を防止するのか？

重要事実を...知ったものは、...

何が、いつから重要事実なのか？

不必要な情報が「知られないように」するには？

tippingの防止

重要事実の公表がされた後でなければ...

適時開示

特定有価証券等に係る...売買等...をしてはならない。

社内ルール(許可制・届出制)

(金商法第167条第1項)

公開買付について ~ と同様の規定

※ 詳しくは、「こんぷらくンインサイダー取引規制Q&A」(東京証券取引所自主規制法人)、  
「ポイント解説インサイダー取引規制入門」(ジャスダック証券取引所)等をご参照ください。

# インサイダー取引規制に違反すると...

## 課徴金

- ・違反行為によって得た利得相当額<sup>\*</sup>の課徴金が課せられる。

\* 実際の課徴金額の計算方法は金融商品取引法に規定されている。

(参考) 平成20年12月施行の金融商品取引法で以下の見直しが行われた。

- ・違反者の密接・特殊関係者(子会社、親族等を規定)の計算において違反行為を行った場合も、自己の計算で行ったものとみなす。
- ・課徴金の水準について、重要事実公表日の翌日の終値から、公表後2週間以内の最高値/最安値に計算の基準を変更。
- ・除斥期間を3年から5年に延長 等。

## 刑事罰

- ・5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金または併科
- ・インサイダー取引により得た財産の没収、追徴
- ・法人業務に関してインサイダー取引をした場合には、法人に5億円以下の罰金
- ・情報伝達者も共犯、教唆罪になる可能性がある。

その他、会社からの懲戒や社会的信用の失墜も

1. 発行者

機械業、東証一部・大証一部・名証一部・札証・福証上場

2. 対象開示書類

(1) 継続開示書類

第A期有価証券報告書ほか1件

(2) 発行開示書類

有価証券届出書

新株発行に係るもの 2件（1億6,445万株、株式発行価額639億5,760万円）

発行登録追補書類

社債発行に係るもの（社債発行価額300億円）

3. 虚偽記載の態様

当社は、長期大規模工事について工事進行基準により収益を認識していたが、当該基準が適用されるべき工事において、具体的なコストダウン（原価削減）施策の検討を行わないまま、コストダウン効果を認識する原材料価格の上昇などによりコストダウン効果の見直しを行うべきであったにもかかわらず、これを行わない客先の合意を得ていない請負金額の増額をコストダウン効果として評価する工事発注などの事実により期末までに認識可能な工事原価を総発生原価見通しに含めない下請業者への支払いの蓋然性が高い工事原価を総発生原価見通しに含めない海外子会社の原価把握の遅れ等により工事原価を総発生原価見通しに含めないことにより、工事の総発生原価見通しを過少に見積もっていた。

この結果、工事進捗率が上昇し売上高が過大に計上されていたほか、実際発生原価（売上原価）の過少計上、赤字工事に備える受注工事損失引当金等の過少計上により、利益が過大に計上されていた。

（参考）工事進行基準は、長期の請負工事について、各決算期末において工事進捗率に応じて売上を計上して収益を認識する会計処理である。すなわち、工事進行基準は、工事全体で発生する工事原価を見積もった「総発生原価見通し」に対して、当期までに実際に発生した「実際発生原価」の割合を工事進捗率とし、当該工事進捗率に応じて請負金額の一部を売上に計上することにより収益を認識する方法である。このため、仮に総発生原価見通しを過少に見積もれば、同じ実際発生原価であっても工事進捗率が高くなり、売上が過大に計上されることとなる。

4. 課徴金額

15億9,457万9,999円

1. 発行者

倉庫・運輸業、大証二部上場

2. 対象開示書類

(1) 継続開示書類

第A期～第A+2期有価証券報告書ほか3件

(2) 発行開示書類

有価証券届出書

新株予約権付社債に係るもの 4件(社債発行価額 計56億6,000万円)

新株発行に係るもの 1件(60,023,540株、株式発行価額51億200万900円)

3. 虚偽記載の態様

当社は、貨物運送業務の委託先である委託事業主に貨物軽自動車を販売して売上を計上するとともに、その多くの場合、委託事業主は、当社が債務保証契約を締結している信販会社との間でオートローンを組んでいたが、

(1) 車輛売買契約解約に伴う売上及び車輛売買代金債権の取消し回避

当社は、委託事業主との車輛売買契約が解約された際、本来であれば計上した売上を取り消すべきところ、当該委託事業主に対する債権があるかのような合意書を偽造し、売上の取消し処理を回避するとともに、長期未収入金等として資産に計上した。

(2) 委託事業主に対するオートローン求償債権に係る貸倒不処理

当社は、委託事業主がオートローン債務の返済を遅延したため、当社が信販会社に代位弁済し取得した求償債権について、所在不明などにより委託事業主からの回収可能性が乏しいにもかかわらず、委託事業主との間の返済方法等に係る合意書を偽造することにより、貸倒損失等を過少に計上するとともに、長期未収入金等を過大に計上した。

(3) 委託事業主名での入金偽装等による貸倒引当金の計上回避

当社は、偽造合意書に基づき資産計上された長期未収入金等について、返済が行われなるときには所定の貸倒引当金を計上する必要があるところ、委託事業主名で返済金相当額を当社に入金することにより、あたかも委託事業主が返済しているかのように装い、貸倒引当金の計上を回避した。

(4) 連結対象とすべき会社等の連結対象からの除外

このほか、当社が業務提携等の契約を締結し、不適正な会計処理にも利用していた会社等について、当社の従業員が代表取締役等に就任するなど、当社が実質的に支配し、連結対象にすべきものと認められるにもかかわらず、当社と直接の資本関係がないとして、連結の対象から除外していた。

4. 課徴金額

2億2,424万円

開示規制違反：事例3〔課徴金事例集(21年6月) 50〕

1. 発行者  
情報・通信業、大証ヘラクレス上場
2. 対象開示書類(継続開示書類)  
第A期有価証券報告書ほか2件
3. 虚偽記載の態様
  - (1) 架空売上の計上・売上の前倒し計上  
当社は、  
発注書や受注書を不正に作成して架空売上が計上し、また、  
ソフトウェア使用許諾契約について、実際には交渉中であったにもかかわらず、契約日付を偽った契約書を不正に作成し、売上が前倒し計上することにより、売上が過大に計上した。
  - (2) 実態のない事業譲渡に基づく「のれん」の計上  
当社は、主要取引先であるX社からの売上債権の支払いが滞りようになったため、売掛金や貸付金等の債権を被担保債権としてX社の登録商標、売掛金、製品在庫に対する担保権を実行したが、その実行によって回収できなかった売上債権について、本来であれば貸倒損失を計上すべきところ、X社の事業に係るノウハウ等を引き継いで実質的に事業譲受が行われたとして、実際には事業譲受が行われていなかったにもかかわらず、「のれん」を計上し、損失計上を回避することで利益を過大に計上した。
  - (3) 貸倒引当金等の計上回避  
当社は、回収可能性に疑義がある売上債権について、  
実態のない債権譲渡契約書を作成して他の会社に譲渡したように装ったり、  
債務保証契約書を不正に作成して優良企業が債務保証したかのように装うことにより、貸倒引当金の計上を回避した。
4. 課徴金額  
600万円

## インサイダー取引：事例1〔課徴金事例集(21年6月) 32〕

1. 違反行為者  
上場会社A社(公開買付者)の監査役
2. 重要事実の決定・伝達  
3月19日 A社の経営執行会議(あらかじめ取締役会で指名された取締役及び執行役員、常勤監査役で構成)において、上場子会社であるB社を公開買付けにより完全子会社化することについて、5月14日に取締役会決議及び公表を行うことを前提に準備を進めていくことが決定された。  
違反行為者は、上記のA社経営執行会議に出席し、当該公開買付けの実施に関する事実を知った。
3. 重要事実の公表  
5月15日午前3時00分頃 公表  
(A社は、5月14日午後3時頃、記者クラブに公表資料の投込みを行って公開しており、その12時間後に公表されたこととなる。)
4. 違反行為者の取引  
4月27日、5月11日及び同月14日に、B社株券合計3,200株を買付価額559万8,000円でA社社員名義の証券口座を利用して買付け
5. 課徴金額  
144万円

1. 違反行為者

上場会社A社の取引先B社(非上場)の社員(非役員、総務・経理や伝票整理などの庶務に関する職務に従事)

2. 重要事実の決定・伝達

11月8日 社内調査の結果、製品の試験数値の改ざんが判明し、A社社長に報告され、改ざんの実態がA社において確認された。

11月19日 社内調査の結果、製品の板厚の改ざんが判明し、A社社長に報告され、改ざんの実態がA社において確認された。

A社社員は、A社役員から、当該重要事実の公表前に、混乱が生じないように販売先を回って事情を説明するよう指示を受け、B社の他の社員に対し、11月19日に製品の試験数値の改ざんの実態を、20日に製品の板厚の改ざんの実態をそれぞれ伝えた。

当該重要事実を知ったB社の他の社員は、当該重要事実に関する客先からの照会に備えて製品納入実績などの資料を作成したり、客先からの問い合わせなどに対応してもらうため、違反行為者を含むB社の部下社員に当該重要事実を伝えた。

3. 重要事実の公表

11月21日午後1時30分 公表(TDnet)

4. 違反行為者の取引

11月21日の午後1時30分より前に、A社株券合計1万1,000株を売付価額345万4,000円で信用取引により売付け

5. 課徴金額

121万円

6. その他

法第166条第2項第4号(いわゆるバスケット条項)の適用

A社が製造、販売する製品について強度試験の検査数値の改ざん及び板厚の改ざんが確認されたことは、

- ・ A社の財務面に大きな影響を及ぼすおそれがあったこと、
- ・ A社の社会的信用を著しく低下させ、今後の業務の展開に重大な支障を及ぼしかねないものであるとともに、市場の信頼性を損なうおそれのあるものであったこと

等に鑑み、当該事実は同社の「業務に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」に該当すると認定した。

インサイダー取引：事例3〔課徴金事例集(21年6月) 31〕

1. 違反行為者  
 違反行為者 X社社員 の高校時代の友人  
 違反行為者 X社社員 の元同僚
2. 重要事実の決定・伝達  
 違反行為者 については(別表1)、違反行為者 については(別表2)を参照  
 X社は、公開買付者との間で公開買付関係書類の制作等に関する業務委託契約を締結したものであり、X社社員 及び は、それぞれ当該契約の履行に関し、これら公開買付けに関する事実を知った。  
 違反行為者 は、X社社員 の高校時代の友人であり、X社社員 から当該公開買付けに関する事実の伝達を受けた。  
 違反行為者 は、X社社員 の元同僚であり、X社社員 から当該公開買付けに関する事実の伝達を受けた。
3. 重要事実の公表  
 違反行為者 については(別表1)、違反行為者 については(別表2)を参照
4. 違反行為者の取引  
 違反行為者 当該事実の公表前に、合計10社の株券合計1万1,700株を買付価額833万9,000円で買付け  
 違反行為者 当該事実の公表前に、合計3社の株券合計2,100株を買付価額404万500円で自己名義及び配偶者名義の証券口座を利用して買付け
5. 課徴金額  
 違反行為者 167万円  
 違反行為者 76万円

(別表1 - (1))

公開買付者	A社	B社	C社	D社	E社
重要事実等の決定機関	A社 代表取締役	B社取締役 3名	C社社長	経営戦略会議 (社内取締役、社内監査役がメンバー)	E社社長
重要事実等の決定時期	7月11日まで	10月6日まで	1月23日まで	前年 11月14日	6月1日
取締役会等決議日	11月10日	11月24日	1月30日	4月24日	7月21日
重要事実等の伝達	11月7日頃	11月21日頃	1月28日頃	4月16日頃	7月21日頃
公開買付けの公表日	11月11日	11月25日	1月31日	4月24日	7月24日
違反行為者の買付状況					
買付日	11月10日	11月24日	1月30日	4月20日	7月21日
買付株数	1,000株	1,000株	500株	200株	1,000株
買付価額	453,000円	485,000円	1,340,000円	996,000円	612,000円

(別表1 - (2))

公開買付者	F社	G社	H社	I社	J社
重要事実等の決定機関	F社取締役2名 及び指名役員	投資の可否を決 める委員会	H社の100%親会社の社長	I社の役員ミーティング	J社の取締役4名
重要事実等の決定時期	9月11日まで	8月21日まで	9月25日	前年 12月17日	6月12日まで
取締役会等決議日	10月31日	10月31日	11月17日	3月8日	8月6日
重要事実等の伝達	10月25日頃	10月25日頃	11月17日	3月7日頃	8月4日頃
公開買付けの公表日	11月1日	10月31日	11月18日	3月9日	8月7日
違反行為者の買付状況					
買付日	10月27日	10月30日	11月17日	3月7日	8月6日
買付株数	2,000株	1,000株	2,000株	1,000株	2,000株
買付価額	886,000円	560,000円	1,500,000円	408,000円	1,099,000円

(別表2)

公開買付者	K社	C社	L社
重要事実等の決定機関	戦略会議 (社内取締役及び執行役専務がメンバー)	C社社長	L社社長及び 専務取締役
重要事実等の決定時期	7月20日	3月1日まで	9月4日まで
取締役会等決議日	12月15日	4月3日	10月2日
重要事実等の伝達	12月12日頃	3月20日頃	9月29日頃
公開買付けの公表日	12月16日	4月5日	10月3日
違反行為者の買付状況			
買付日	12月13日	3月23日	10月2日
買付株数	1,000株	400株	700株
買付価額	1,599,000円	1,992,000円	449,500円

## インサイダー取引：事例4〔課徴金事例集(21年6月) 25〕

1. 違反行為者  
上場会社A社と監査契約を締結している監査法人に所属する公認会計士(非社員。当時監査法人において上場会社A社の監査業務に従事)
2. 重要事実の決定・伝達  
2月28日 取締役、常勤監査役、各グループの責任者、関係会社役員等が出席する計数管理会議で、業績予想値を下方修正することを承認。  
(重要事実に係る取締役会決議は3月20日であるが、実質的な決定機関・決定時期は上記のとおり認定)  
  
監査法人においてA社の監査業務に従事していた同じチームの別の公認会計士は、A社から業績予想値の下方修正の事実を知らされ、3月7日、その内容をメールで違反行為者に伝達した。
3. 重要事実の公表  
3月20日午後3時頃 公表(T Dnet)
4. 違反行為者の取引  
3月12日から20日までの間に、A社の株券合計261株を売付価額1,225万6,700円で知人名義の証券口座を利用して信用取引により売付け
5. 課徴金額  
134万円

# 証券監視委の機能



- 平成16年6月 証券取引法改正
  - 平成18年6月 金融商品取引法
  - 平成20年6月 金融商品取引法改正
- } により調査・検査対象となった部分

## 証券監視委の活動状況(件数)

区分	事務年度 <sup>*1</sup>	H15	H16	H17	H18	H19	H20
犯則事件の告発		10	11	11	13	10	13
勧告		26	17	39	43	59	50
証券会社等に対する処分に係る勧告		26	17	29	28	28	18
課徴金納付命令に関する勧告				9	14	31	32
訂正報告書等の提出命令に関する勧告				1	1	0	0
問題点が認められた会社数 <sup>*2</sup>		67	67	93	142	121	112
建議		1	0	5	3	0	4
取引審査件数		687	674	875	1,039	1,098	1,031

\*1 事務年度とは7月から翌年6月までをいう。

\*2 「問題点が認められた会社数」とは、証券検査の検査結果通知書において問題点を指摘した会社の数をいう。

## 皆様からの情報提供が、市場を守ります！

証券監視委では、広く一般の皆様から情報を受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

### 個別銘柄に関する情報

相場操縦(見せ玉や空売りなど)やインサイダー取引(会社関係者による重要事実公表前の売り抜けなど)、風説の流布(ネット掲示板の書込み等によるデマ情報など)、疑わしいディスクロージャー(有価証券報告書・適時開示・IRなど)やファイナンス(疑わしい割当先など)、上場会社の内部統制の問題……など

### 金融商品取引業者に関する情報

証券会社や外国為替証拠金取引業者、投資助言業者などによる不正行為(リスク説明の不足、システム上の問題など)や、財務内容の健全性等の経営管理態勢に関する問題……など

### その他の情報

疑わしい金融商品やファンド、無登録業者……など



### お気付きの情報がありましたら、こちらまでお寄せください

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報処理係

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

直通:03-3581-9909 代表:03-3506-6000 FAX:03-5251-2136

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>